

3 款 3 項 2 目

【会計】一般会計

3 款：民生費 3 項：児童福祉費 2 目：児童措置費

事業	3	児童扶養手当支給事業
担当所属	児童青少年課	

【予算額・決算額】（円）

予算額	決算額	（財源内訳）				
		一般財源	国支出金	県支出金	地方債	その他特財
450,648,000	449,389,466	298,870,977	150,197,086	0	0	321,403

【決算額の節別内訳】（円）

09	旅費	1,946	11	需用費	28,920
20	扶助費	449,358,600			

【実施計画の概要】

事業の内容	父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している方に、手当を支給します。
事業の目的	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ります。
事業の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等の生活の安定が図られます。 ・児童の健全な育成が図られます。 ・子育ての経済的負担が軽減されます。

【事業の概要】

- ・ 児童扶養手当法に規定されている要件をみたしたひとり親家庭等に児童扶養手当を支給しました。
- ・ 手当額(平成 27 年 4 月から) 全部支給者月額 42,000 円、一部支給者月額 41,990 円から 9,910 円までのいずれかの額。2 人以上の児童がいる受給者には、第 2 子については月額 5,000 円、第 3 子以降については一人につき月額 3,000 円が加算されます。

【活動指標・成果指標】

指標名	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
支給額	449,358,600 円	450,108,680 円	453,421,720 円
受給資格世帯数	1,146 世帯	1,113 世帯	1,126 世帯
受給者世帯数	1,001 世帯	981 世帯	992 世帯
受給世帯児童数	1,532 人	1,506 人	1,462 人